

東京都 高齢者保健福祉計画

高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現に向けて

平成21年度～平成23年度〔概要〕

平成21年3月



東京都

第1部 計画策定について

第1節 計画策定の趣旨（P. 3）

この計画は、大都市東京の特性を活かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で、自分らしく、生き生きと暮らせる安全・安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

第2節 計画の位置付け（P. 3）

本計画は、老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

また、東京都保健医療計画（平成20年3月改定）など、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画と整合を図りつつ作成しています。

なお、本計画については、介護保険事業推進委員会等を活用し、事業の達成状況等について進行管理していきます。

第3節 区市町村と東京都の役割（P. 4）

〔区市町村の役割〕

多くの福祉保健施策は、住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。

区市町村には、地域の特性と実情に応じた施策を展開していくことが求められます。

〔東京都の役割〕

都は、区市町村が、地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援していきます。

また、施設等の整備や人材育成などの基盤づくりを、区市町村等との役割分担を踏まえつつ進めていきます。

第4節 計画期間（P. 4）

平成21年度から平成23年度まで

第2部 計画の考え方

第1章 計画の考え方（P. 7～）

〔計画の考え方〕

少子高齢化の進行など社会の変化や国の社会保障等の見直しの動向に留意しつつ、「10年後の東京」で示した「世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する」との目標実現に向けて、「福祉・健康都市東京ビジョン」で示した「民間」「地域」「行政」の3つの力で、東京の強みを生かし、課題を克服していくとの考え方を踏まえて計画を策定します。

〔計画の理念〕

「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

人生の最期の瞬間まで、身体的、精神的及び社会的に自立して、自分の人生を自分で決定し、周囲からも個人として尊重され、その人らしく暮らしていくということは、誰もが願うことです。

そのためには、行政のみならず、都民、民間事業者も主体的にその役割を果たし、社会全体で、「高齢者の自立と尊厳を支える社会」を構築していくことが重要です。

「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

たとえ要介護状態になったときでも、できる限り自宅で生活することを多くの人が願っています。

住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅サービスを充実するなど、介護基盤の充実とともに、高齢者が地域の担い手として活躍し、支え合う社会を実現することが重要です。

確かな「安心」を次世代に継承

時代の大きな転換点にあり、社会全体が変革の最中にある今、現役世代が将来高齢期を迎えたときにも、個人の自立と尊厳が保持される社会であり続けることが、都民の不安の払拭へとつながります。

そのために、都は、都民の生活をしっかりと支える福祉保健施策を展開し、その「安心」を次世代に継承していきます。